

## 第10期小金井市市民参加推進会議委員（市民枠）公募選考基準

### 1 公募委員の役割等

- (1) 根拠規定 小金井市市民参加条例（平成16年4月1日施行）第28条第2項による公募の委員です。
- (2) 役割 市民参加条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加を推進するために必要な意見を市長に提言します。
- (3) 任期 委嘱日から2年間
- (4) 会議 任期中に8回程度（予定）の推進会議に出席し、審議等に参画します。なお、会議に出席した委員に対しては、報酬を支給します。（委員長：11,000円、委員：10,000円）

### 2 募集人員等

- (1) 募集人員 市民3人
- (2) 募集対象 満18歳以上（国籍は問いません。令和6年12月1日現在）の方で、市内の在住の方  
ただし、既に市が設置している各種審議会・委員会等の委員を2つ以上兼務している方及び市の関係者は除きます。
- (3) 募集期間 令和6年11月27日から令和6年12月20日まで
- (4) 募集方法 募集の周知は、市報（令和6年12月1日号）及び市のホームページ等で行います。

### 3 選考方法

課題「私が考える小金井の未来と市民参加」に対する専用応募用紙又は市申し込みフォームによる提出論文について審査し、選考します。

小テーマとして、「①小金井市の魅力と課題」、「②市民参加のまちづくりを進めるために大切なこと」の2つを設定し、それぞれ400字以内で書いていただきます。

### 4 応募方法

市民参加推進会議公募委員応募用紙に住所・氏名・年齢・性別・電話番号・メールアドレスを明記し、令和6年12月20日までに市申し込みフォーム、持参、郵送（封書は当日消印有効）又はファクシミリで企画政策課へ提出してください。

## 5 選考の際に考慮すること

提出された応募用紙の記載内容を審査の上、決定します。ただし、次の事項についても考慮するものとします。

- (1) 選考に当たっては、男女に偏りがないうよう配慮します。
- (2) より広く市民の意見を聴くため、年齢、地域等による偏りは極力さけるようにします。
- (3) 同点の場合、上記(1)、(2)を考慮の上、最終的には抽選で決定します。

## 6 審査基準

提出された応募用紙は、次の各項目を審査し、各項目の得点集計により評価します。

- (1) 現状や課題を的確にとらえているか。
- (2) 先見性があり、かつ現実的な主張であるか。
- (3) 審議に必要な知識があるか。
- (4) 社会的に公平・中立な立場で審議できるか。
- (5) 審議をまとめる協調性があるか。
- (6) 誤字・脱字がなく、適切な文章表現であるか。

※ 各項目につき各10点満点とします。

## 7 選考委員会の構成

公募委員の選考に当たっては、市民参加推進会議委員選考委員会を設置し、市長、副市長、教育長、市民部長、企画政策課長が選考委員になります。

## 8 選考結果通知方法

選考結果については、令和7年2月に通知するとともに、市報（令和7年2月15日号（予定））及び市のホームページに掲載します。

なお、応募論文は、選考後に返却します。

## 9 その他

市民参加推進会議委員の公募・選考に関する庶務は、企画財政部企画政策課企画政策係において処理します。